

市民税・県民税所得課税証明書、非課税証明書 必要書類等一覧

申請者	所得 課税 証明書	非課 税証明 書	必要書類等
納税義務者（本人）及び同居同世帯の親族※ 4	○	○	①申請書（HPもしくは窓口にあります） ②申請者の本人確認書類※ 1 ③手数料（1 件、1 年度につき300円）※ 2
代理人 （納税義務者（本人）と同居同世帯の親族以外の人）	○	○	①申請書（HPもしくは窓口にあります） ②申請者の本人確認書類※ 1 ③納税義務者本人からの委任状※ 3 ④手数料（1 件、1 年度につき300円）※ 2
相続人	○	○	①申請書（HPもしくは窓口にあります） ②申請者の本人確認書類※ 1 ③所有者の死亡、相続関係が確認できる書類 （除籍謄本、戸籍謄本、法定相続情報一覧図等） ④手数料（1 件、1 年度につき300円）※ 2
成年後見人	○	○	①申請書（HPもしくは窓口にあります） ②申請者の本人確認書類※ 1 ③成年後見人であることの登記事項証明書または 家庭裁判所の発行する審判書謄本及び審判の確定証明書 ④手数料（1 件、1 年度につき300円）※ 2
保佐人、補助人	○	○	①申請書（HPもしくは窓口にあります） ②申請者の本人確認書類※ 1 ③保佐人または補助人であることの登記事項証明書または 家庭裁判所の発行する審判書謄本及び審判の確定証明書 ※「代理権の範囲」に証明の請求権の記載があるものに限る ④手数料（1 件、1 年度につき300円）※ 2

<注意点>

- ・所得課税証明書及び非課税証明書は、必要な課税年度の1月1日時点にお住まいだった市区町村での発行となります。
- ・所得が全く無かった人や申告書等の提出が無い人は、収入状況等が不明であるためすぐに証明書が発行できない場合があります。申請前にお問い合わせください。

※ 1：マイナンバー（個人番号）カード、運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳等

※ 2：用途により無料となる場合があります。

※ 3：委任状は原本をご提示ください。原本は必要であれば確認後返却いたします。

※ 4：同居同世帯の親族の場合委任状は不要ですが、証明書取得時現在、豊明市外にお住まいの場合は同居同世帯であることの確認が出来ないため、委任状もしくは同居同世帯の親族が記載された住民票をご提示ください。